

憲法違反の「戦争法」廃止を求める決議(案)

安倍政権は、国民の6割以上が「今国会成立に反対」し、8割以上が「説明不足」としている「戦争法案(安全保障関連法案)」を参議院安全保障特別委員会で強行『採決』し、中央・地方公聴会での意見について審議もなく、9月19日未明に参議院本会議で強行成立させました。

私たちは、この国民の声を聞かない民主主義否定の蛮行に怒りを込めて抗議します。

この法は、「平和」という言葉がちりばめられてはいますが、自衛隊を海外に出動させ、他国の戦争に介入し武力を行使できるようにするものであり、まさに日本を「戦争する国」に変える「戦争法」そのものです。

日本弁護士連合会をはじめ、圧倒的多数の憲法学者、歴代の内閣法制局長官や最高裁判事や長官経験者が「憲法違反」と断じています。

青年、母親、労働者、学者・研究者、文化人など世代と立場を超えた人々が反対の声を上げ、審議すればするほど国民の批判が高まり続ける中での強行であり、認めるわけにはいきません。

「戦争法」の廃止を強く求めます。

私たちは、戦争に加担させられ痛苦を経験した先輩たちの祖国の再建と世界の平和を守り抜く決意を受け継ぎ、「ふたたび戦場の血で白衣を汚さない」を合言葉に平和運動に取り組んできました。

平和であってこそ、基本的人権、生存権、社会保障が輝くものになります。私たち女性は、国民のいのちと社会保障の拡充と安全・安心の医療・看護・介護の実現をめざす全医労の運動の先頭にたって、ひきつづいて奮闘することを決意します。

以上、決議する。

2015年10月19日

全医労第53回女性集会